

## [事案 2023-75] 就業不能給付金支払請求

・令和6年5月2日 和解成立

### <事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和4年4月頃、前庭神経炎と診断され、以降、数回にわたって自宅療養を行ったことから、令和3年11月に契約した就業不能保険にもとづき就業不能給付金を請求したところ、約款に定める在宅療養に該当しないとして給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。

- (1)前庭神経炎という病気で歩行が困難になり、医師の指示で在宅療養をしていたが、座業なら可能という理由で給付金が支払われなかった。自分は電気職人であり座業はない。
- (2)給付金不支払の理由が、契約時に説明を受けた際のパンフレットに記載されていなかった。
- (3)保険会社からの給付金不支払通知の中に約款の抜粋が同封されており、そこで初めて約款を目にした。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約時、募集人は、重要事項説明書を手交し、読み上げる方法で内容を説明した。約款も手交した。
- (2)就業不能の定義は、パンフレット、重要事項説明書で説明している。
- (3)在宅療養は、医師の指示にもとづくものであったとの回答を受けたが、軽労働・座業が可能であったと考えられる。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の受傷後の生活状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、就業不能給付金の支払いは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)申立人は、本契約の約款に規定している「就業不能状態」および「在宅療養」の意味を十分に理解しないまま申込みをした様子がうかがわれる。本契約の申込みの際に別の保険契約もしていることから、本契約についての説明が充分なされなかった可能性も否定できない。